

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答（２回目）

令和５年９月２０日

米 沢 市

- 1 本質問回答は、令和５年９月１日（金）から９月５日（火）までに受け付けた米沢市学校給食共同調理場整備運営事業の入札説明書等に関する質問（２回目）を項目順に整理するとともに、その回答を付したものです。
- 2 項目・質問の内容は、質問者の記載のとおりとしていますが、記載位置については、市で整理している場合がありますので注意してください。

< 入札説明書に関する質問回答 >

番号	項 目	頁	第1	1	(1)	①	ア	a)	i)	質 問	回 答
1	一時金	21	第4	6	(2)	②	ア			「実際の交付金分、起債分及び一般財源分」として調査費、設計費などが列挙されていますが、付帯施設工事費の次に挙げられている「その他」は具体的に何を指しますか。 なお、様式 27 の「オ 食器食缶等調達」、「カ 施設備品調達・設置」、「サ 所有移転（引渡し）に係る一切」、「ス 運営等業務のうち開業準備」、「セ その他費用（選定事業者の開業に要する諸費用、建中金利、保険料、資金調達に要する諸費用、その他施設整備業務（運営等業務のうち開業準備業務を含む。）に関して初期投資として必要となる諸費用）」、「B 施設整備業務（運営等業務のうち開業準備業務を含む。）に係る金利支払額（割賦元金分のみ。）」の費用を含まないことに留意してください。 具体的には、入札参加者の提案内容等により算定されるものであり、落札者との基本協定の締結から選定事業者との仮事業契約の締結までの間に精査するものとします。	ご質問の「その他」については、様式 27 の「ク 周辺家屋影響調査・対策」、「ケ 電波障害調査・対策」、「コ 近隣対応・対策」、「シ 各種申請等」の費用が該当します。 なお、様式 27 の「オ 食器食缶等調達」、「カ 施設備品調達・設置」、「サ 所有移転（引渡し）に係る一切」、「ス 運営等業務のうち開業準備」、「セ その他費用（選定事業者の開業に要する諸費用、建中金利、保険料、資金調達に要する諸費用、その他施設整備業務（運営等業務のうち開業準備業務を含む。）に関して初期投資として必要となる諸費用）」、「B 施設整備業務（運営等業務のうち開業準備業務を含む。）に係る金利支払額（割賦元金分のみ。）」の費用を含まないことに留意してください。 具体的には、入札参加者の提案内容等により算定されるものであり、落札者との基本協定の締結から選定事業者との仮事業契約の締結までの間に精査するものとします。
2	施設整備業務に係る金利支払額の算定	22	第4	6	(2)	④	イ			8 月 3 日付「入札説明書等に関する質問回答等」No.15 において、「・・・ただし、当該金利スワップレートと同等の算定手法であり、一般の金融取引や P F I 事業において採用されている相当数の実績があることを確認できる場合であって、かつ、市がこれを認める場合には、他の情報サー	まず、本事業における基準金利の利率に関する考え方について以下に整理します。 1 入札時（入札書及び提案書の提出時）に用いる基準金利の利率は、0.596%を使用する。 2 令和 8 年 3 月 31 日（本施設の引渡し予定日・初回の改定時）に用いる基準

番号	項 目	頁	第1	1	(1)	①	ア	a)	i)	質 問	回 答
										ビス会社が提供する金利スワップレートであってもよいものとします。」との回答がなされておりますが、同添付資料には「入札時に用いる基準金利の利率は、0.596%とします。」とあります。No.15 但書により、入札時に用いる基準金利との整合が図れなくなり、入札の公正性に支障をきたすように思われますが、如何お考えでしょうか？	金利の利率は、引渡し日の2銀行営業日前（銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日）のRefinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）としてJPTSRT0A=RFTB に掲示されている TONA ベース 10 年もの（円／円）金利スワップレートとする。 3 令和 18 年 3 月 31 日（基準金利の改定日・2 回目の改定時）に用いる基準金利の利率は、改定日の2銀行営業日前（銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日）のRefinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）としてJPTSRT0A=RFTB に掲示されている TONA ベース 5 年もの（円／円）金利スワップレートとする。 ご質問の「入札説明書等に関する質問回答（1 回目）等」の番号 15 の回答にある「ただし、当該金利スワップレートと同等の算定手法であり、一般の金融取引や P F I 事業において採用されている相当数の実績があることを確認できる場合であって、かつ、市がこれを認める場合には、他の情報サービス会社が提供する金利スワップレートであってもよいものとします。」は、上記 2（本施設の引渡し予定日・初回の改定

番号	項 目	頁	第1	1	(1)	①	ア	a)	i)	質 問	回 答
											時)、3 (基準金利の改定日・2回目の改定時)において、本来ならば基準金利の利率として「Refinitiv (登録商標) より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレフアレンスレート (TONA 参照) として JPTSRTOA=RFTB に掲示されている TONA ベース 10 年ものあるいは5年もの (円/円) 金利スワップレート」を使用するところであるが、他の情報サービス会社が提供する金利スワップレートを採用する場合にあって、そのことを市が認める基準 (考え方) を示したものです。
3	給食費	27	第4	6	(5)	④	エ			市は要請食数に応じて事業者の給食費 (食材費) を徴収する、とありますが貴市の給食費をご教示ください。	米沢市の令和5年度の給食費は、1食あたり小学校300円、中学校354円です。次年度以降の給食費については、状況に応じて変更となる場合があります。なお、選定事業者の職員用の給食費 (食材費) は、中学校と同じとします。また、当該費用は、本事業における入札金額とは、何ら関係ないことに留意してください。
4	給食費	27	第4	6	(5)	④	エ			配送員や配膳補助員も、各校での休憩時間中に給食を喫食することは可能でしょうか。	配送員及び配膳補助員のスケジュール並びに配送員等が喫食する給食の提供方法等を確認した上で、配膳補助業務や学校運営に支障を来たさないと判断した場合は、休憩時間中に学校での喫食を可とします。

< 様式集に関する質問回答 >

番号	項 目	頁	様式 番号	第1	1	(1)	①	ア	a)	質 問	回 答
5	様式に記載	1								第2章4の(1)に「ア 事業	「太ゴシック」の部分は文

番号	項 目	頁	様式 番号	第 1	1	(1)	①	7	a)	質 問	回 答
	する文字列									計画」のように太ゴシックは内容を変更しないとあります。様式 43 のエのように 1 行で収まらないものは、体裁を整えるため、文意（趣旨）を変えずに文言を少し修正してもよろしいでしょうか。	意（趣旨）を変えない修正もしないで、原文のままとしてください。ただし、フォントを「長体」とすることは問題ありません。
6	様式 17 の体裁	2								(4)の②に「米沢市長」と書くようにとあります。個人名ではなく「米沢市長」の表記でよろしいでしょうか。25 ページには「米沢市長 中川 勝様」となっています。	「米沢市長」で問題ありません。
7	委任状（復代理人）	24	16							復代理人が開札に立ち会う場合、様式 16 委任状（復代理人）は、代表企業欄の押印箇所と復代理人の押印箇所の両方に押印して提出するという理解で宜しいでしょうか。	入札に関する権限の全部（入札書を作成する権限と開札に立ち会う権限）を委任する場合は、様式 16 委任状（復代理人）に、代表企業欄及び復代理人欄の両方とも記名押印のうえ、提出してください。 なお、入札に関する権限のうち、開札に立ち会う権限のみを委任する場合は、様式 16 委任状（復代理人）の「入札並びに見積の権限を委任します。」を「入札書の開札に立ち会う権限を委任します。」に修正のうえ、代表企業欄及び復代理人欄の両方とも記名押印のうえ、提出してください。
8	入札書	25	17							復代理人が開札に立ち会う場合、様式 17 入札書は、代表企業欄の押印箇所と復代理人の押印箇所の両方に押印して提出するという理解で宜しいでしょうか。	様式 16 委任状（復代理人）により、入札に関する権限の全部（入札書を作成する権限と開札に立ち会う権限）を委任している場合は、代表企業欄、復代理人欄の両方に記名押印してください。 なお、様式 16 委任状（復代理人）により、入札に関する

番号	項 目	頁	様式 番号	第 1	1	(1)	①	7	a)	質 問	回 答
											る権限のうち、開札に立ち 会う権限のみを委任してい る場合は、代表企業欄は記 名押印し、復代理人欄は空 欄としてください。
9	入札書	25	17							様式集 P2 に「任意の封筒に 入れ封印のうえ」とありま すが。復代理人が開札に立 ち会う場合、封印は代表者 と復代理人どちらの印を押 印すれば宜しいでしょう か。	様式 16 委任状（復代理人） により、入札に関する権限 の全部（入札書を作成する 権限と開札に立ち会う権 限）を委任している場合 は、復代理人使用印として ください。 なお、様式 16 委任状（復代 理人）により、入札に関す る権限のうち、開札に立ち 会う権限のみを委任してい る場合は、代表企業の代表 者印としてください。
10	「ウ 建設業 務及び関連 業務」の内 訳	38	28							様式 28 の本体工事の内訳 に、「調理設備工事」「食器 食缶等調達」「施設備品調 達」の項目があり、様式 27 のエ、オ、カと重複してい ます。様式 27 のエ、オ、カ にそれぞれの金額を記載 し、様式 28 の「調理設備工 事」「食器食缶等調達」「施 設備品調達」を空欄として よろしいでしょうか。	様式 28 の本体工事のうち 「調理設備工事」、「食器食 缶等調達」、「施設備品調 達」を削除し、当該費用 は、様式 27 の「エ 調理設 備調達・設置」、「オ 食器 食缶等調達」、「カ 施設備 品調達・設置」にそれぞれ 記載してください。
11	「ウ 建設業 務及び関連 業務」の内 訳	38	28							様式 27 の「ウ 建設業務及 び関連業務」の内訳が様式 28 という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。番号 10 への回答も参照してくだ さい。
12	「ア 事前調 査業務及び 関連業務」 とは	37	27							「ア 事前調査業務及び関 連関連業務」とあり、「ク 周辺家屋影響調査・対策業 務」「ケ 電波障害調査・対 策業務」と別項になってい ます。アの事前調査にはク やケは除いた額を記入すれ ばよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

< 要求水準書に関する質問回答 >

番号	項 目	頁	第1	1	(1)	①	7	a)	i)	質 問	回 答
13	主要諸室について	15	第2	3	(5)					荷受室が給食エリア＜汚染作業区域＞と＜その他区域＞に記載されています。汚染作業区域を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご質問の荷受室は、給食エリア（汚染作業区域）に区分されます。なお、「非汚染作業区域前室荷受室」を「非汚染作業区域前室」に修正します。
14	主な設備について	18	第2	3	(7)	①	カ	a)		主な設備/洗浄機等のスペック、台数に関して同等の性能が確保できるのであれば器具洗浄機同様に選定事業者の提案によるとしていただけないでしょうか。	ご質問の「主な設備／食缶洗浄機等」については、要求水準書第2、5、(4)の「③ 洗浄・消毒・保管の機器」において、市が要求する水準を規定していますので、当該要求水準を満たすことを前提とし、選定事業者の提案によるものとします。なお、台数についての規定はありません。
15	事業者職員用更衣室	21	第2	3	(7)	④	カ	b)		事業者事務職員が調理員と兼務する場合、事務職員が調理員用更衣室を利用するものとし、事務職員更衣室は不要としてもよろしいでしょうか。	事務職員のすべてが調理従事者と同レベルの衛生管理（検便、手洗い等）を実施していることを条件とし、可とします。
16	アレルギー対応食	62	第4	3	(2)	⑥				現在学校でアレルギー対応されている児童生徒は何名でしょうか。また、現在対応されている品目についてご教示ください。	現在、小学校では、除去食または一部弁当持参、中学校では、生徒自身が除去または一部弁当持参としています。 アレルギー対応食を提供する児童生徒数は変動しますが、共同調理場では、要求水準書のとおり、14品目、1日50食程度と考えています。
17	配膳補助等業務	69	第4	6	(2)	②				（仮称）南西中学校の配膳方法について、添付資料9にコンテナを昇降機で運搬する絵が図示されております。2、3階はコンテナからの配膳との理解でよろしいでしょうか。	1階配膳室前にワゴンスペースを設定し、1階で配膳ワゴンに食器・食缶等を載せ替えたいうで、各階まで運搬することとします。

< 要求水準書・添付資料に関する質問回答 >

番号	項 目	資料 番号	〇〇 枚目	上中 下段	-	-	-	-	-	質 問	回 答
18	ワゴン（2 クラス）の仕様について	7								各中学校で使用する配膳ワゴン（2 クラス）は扉無しでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、配膳ワゴンの大きさについては、入札説明書等に関する質問回答（1 回目）の番号 123 への回答のとおり、選定事業者の提案によるものとします。
19	南西中の配膳ワゴンについて	7 9								添付資料 9 の南西中の昇降機平面断面イメージ図では、昇降機内に 4 クラスコンテナと表記されてます。4 クラスコンテナが乗る昇降機を設置予定であれば、2 クラス用配膳ワゴンにわざわざ載せ替える必要が無いと思います。一方、資料 7 の南西中は 2 階に「ワゴン（2 年・級外）」、3 階に「ワゴン（3 年）」との記述があります。共同調理場から届いたコンテナを配膳ワゴン（2 クラス用）に移し替え、2～3 階へ上げる運用が資料 7 からは想定され、資料 9 と矛盾しないでしょうか。	ご質問の前段について、添付資料 9 は、想定している昇降機が 4 クラス分コンテナが積載可能な大きさであることを示しており、配膳方法を示した資料ではありません。 ご質問の後段について、番号 17 への回答を参照してください。
20	配送校の現況 1	7								各配送校および各階それぞれの、配膳学級数をご教示ください。	年度によって各階の学年が変わることも想定されますが、令和 5 年現在の各階の学年と令和 8 年度のクラス数を記載します。 ○第一中学校（R11～（仮称）東中学校・各階の学年については検討中） 1 階 5 クラス 級外等 1 クラス 2 階 5 クラス 級外等 1 クラス 3 階 6 クラス ○（仮称）北中学校 1 階 級外等 1 クラス 2 階 3 年 6 クラス 級外等 1 クラス 3 階 1 年 5 クラス

番号	項 目	資料 番号	〇〇 枚目	上中 下段	-	-	-	-	-	質 問	回 答
											4階 2年6クラス ○（仮称）南西中学校 1階 1年7クラス 級外等1クラス 2階 2年6クラス 級外等1クラス 3階 3年8クラス
21	配送校の現況 1	7								各配送校および各階それぞれに、ワゴン待機スペースが指定されておりますが、具体的な場所については、事業契約締結後に別途貴市と協議させていただきますでしょうか。	ご理解のとおりです。具体的な配膳ワゴンスペースについては、市と選定事業者で協議のうえ、定めるものとします。
22	配送校の現況 1	7								各配送校にて想定ワゴン数を示されておられますが、各配送校一階に配置されている学級分の配膳についてはコンテナを棚として利用することでワゴンを使用しないオペレーションとする運用方法を相談のうえ変更することは可能でしょうか。今後学校統合や児童生徒数の減少が見込まれるため、より運営備品を合理的に使用していきたいと考えております。	生徒・児童が、食器・食缶を配膳室で取り出し・返却を行う場合は、当該食器・食缶の取り出し及び返却が安全かつ容易に行えることを前提とし、コンテナを棚として利用することも可とします。 なお、各学校での取り扱いについては以下のとおりとします。 ○第一中学校（R11～（仮称）東中学校） 1階の生徒等は配膳室で給食を受け取るため、1階用の配膳ワゴンについては、事業者の提案によることとします。 また、1階の級外分についても配膳室で受け取るため、要求水準書添付資料7に記載の1階事務室前ワゴンスペースは不要とします。 ○第七中学校 全ての階の生徒等が配膳室で給食を受け取るため、配膳ワゴンの使用については、事業者の提案によることとします。

番号	項 目	資料 番号	〇〇 枚目	上中 下段	-	-	-	-	-	質 問	回 答
											○（仮称）北中学校 1 階、2 階の生徒等は配膳室で給食を受け取るため、1 階、2 階用の配膳ワゴンの使用については、事業者の提案によることとします。 ○（仮称）南西中学校 1 階の生徒等は配膳室で給食を受け取るため、1 階用の配膳ワゴンの使用については、事業者の提案によることとします。

< 落札者決定基準に関する質問回答 >

なし

< 基本協定書（案）に関する質問回答 >

なし

< 仮事業契約書（案）に関する質問回答 >

番号	項 目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	-	質 問	回 答
23	定義	7	1		1	1	35 36			第1条（35）・（36）の定義によれば、「法令」には狭義の法令（法律・命令・条例等）のみならず、通達・行政指導・ガイドラインや、「その他公的機関の定める一切の規定、判断・措置等」が含まれ、これらの変更は「法令変更」に該当すると解釈できると思われます。しかし、通達や行政指導ましてや公的機関の「判断」まで「法令」に含めることは一般的ではありませんし、同様に、これらの変更があった場合を「法令変更」に含めることも一般的ではないと認識しています。また、事業契約上定められている「法令変更」による効果（本契約の解除（第87条）、別紙10に従った負担割合（法令変更	原案のとおりとします。本事業を実施するにあたっては、法律・命令・条例・政令・省令・規則のみならず、通達・行政指導・ガイドラインや公的機関の定める一切の規定・判断・措置等の変更が影響してくることが想定されます。 なお、ご質問では、法令変更による追加費用は、原則として事業者が100%負担するため、事業者にとって不利だとお考えのようですが、本事業に直接関係する法令変更により生じた追加費用については、市が100%負担すると別紙10にて規定されています。仮に、ご質問での要請に従って「法令」及び「法令変更」の定義を修正した場合、本事業に直接関係する通達・行政指導・ガイドライン及びその他公的機関の定める一切

番号	項 目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	一	質 問	回 答
										による追加費用は原則100%事業者負担）等）に照らしても、「法令」に通達等や「判断」等までが含まれることには合理性が無いと思われます。そこで、以下の修正提案①または②の修正をご検討頂けないでしょうか。 ■修正提案①：第1条（35）のうち、<u>アンダーライン部分</u>を削除する 「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、又は通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、又は<u>その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等</u>をいう。 ■修正提案②：第1条（36）に、<u>アンダーライン部分</u>の追記をする。 「法令変更」とは、本事業の事業者選定手続に係る入札公告日より後に施行され又は効力を生じた、法令（ただし、<u>通達・行政指導・ガイドライン及びその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等</u>を除く。）の制定、改正又は廃止等をいう。ただし、入札公告日において既にその内容が公布、公表又は公開されていたことにより、民間事業者グループがその内容を踏まえて入札書等及び提案書を作成し、提出することができたものを除く。	の規定・判断・措置等の変更により生じた追加費用については、別紙10が適用されない結果、事業者にとって不利な結果になることも想定されます。
24	事業者による維持管理業務及び運営業務の体	15	4	4	28	2				第28条2項によれば、事業者は、自らの費用及び負担において、市の職員等に必要な範囲の維持管理業務及	事業者のみの判断で決定することはできません。市と事業者が、事業者提案に基づき協議し、研修の可否及

番号	項 目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	－	質 問	回 答
	制整備									び運營業務に関する研修を行う必要がありますが、研修の要否及びその内容については、事業者の判断で決定できるとの理解で良いでしょうか。	びその内容について決定するものとします。
25	開業準備業務	24	5	3	59	4				第 59 条の 4 項として、以下の追記をお願いできませんでしょうか。 「市は、第 2 項及び第 3 項の承諾を合理的な理由なく留保または拒絶することはできない。」	原案のとおりとします。ただし、ご質問のとおり、市は、合理的な理由なく第 59 条第 2 項及び第 3 項に係る承諾を留保又は拒絶することはありません。
26	調理等業務の概要	25	5	3	61	1				第 61 条第 1 項に、以下の追記をお願いできませんでしょうか。 「市は、合理的な理由なく承認を留保または拒絶することはできない。」	原案のとおりとします。ただし、ご指摘のとおり、市は、合理的な理由なく第 61 条第 1 項に係る承認を留保又は拒絶することはありません。
27	食中毒等	25	5	3	62	1				第 1 条で定める「法令」の定義が広く、法的拘束力のない「判断」等が含まれているため、第 62 条第 1 項に、以下の追記をお願いできませんでしょうか。 「ただし、公的機関の判断その他法的拘束力のないものについては、合理的なものに限る。」	原案のとおりとします。事業者は「法令」を遵守する必要があります。事業者が、「法令」の法的拘束力や合理性の有無について独自に判断し、遵守しないと決定することはできません。
28	事業者の債務不履行	29	7	2	74	2	(8)	s		「別紙 9 に定める本契約の解除条件」とありますが、別紙 9 は「モニタリング及びサービス対価の減額の基準と方法等」という表題で入札説明書や要求水準書に紐づけられております。入札説明書 38 頁第 5、5、(4)、⑦の「事業契約の解除等」が該当箇所と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書第 5、5 と同様の内容が別紙 9 に記載されるため、「事業契約の解除等」の項目も別紙 9 にて定められます。

< その他に関する質問回答 >

番号	項 目	質問箇所	質 問	回 答
29	測量データ		計画地および周辺の測量データ（CAD データ）がございましたら提供していただくことは可能でしょうか。	計画地及び周辺の測量データについて、提供可能なCAD データはありませんが、座標データが示された求積図（PDF）は提供可能ですので、必要な場合は、本事業に関する窓口まで連絡してください。
30	リスク分担表（実施方針等に関する質問回答）	実施方針等に関する質問回答 No28	令和5年6月19日公表の実施方針等に関する質問回答・意見等の No28、需要の変動リスク（食べ残し等による残渣等の変動）についての回答で「入札説明書等において公表します」とあります。具体的な事業者にどのようなリスクが想定されるかご教示ください。	仮事業契約書（案）第104条（解釈）を適用し、その都度、市及び事業者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとします。
31	配膳補助業務（実施方針等に関する質問回答）	実施方針等に関する質問回答 No145	令和5年6月19日公表の実施方針等に関する質問回答・意見等の No145、各配送校の給食時間の回答について、基本構想・基本計画に記載の給食時間に則り、各校13:15には生徒が食器食缶の載ったワゴンを配膳室もしくは各階の所定の返却スペースに返却している状態であることを確認させてください。	学校により時間が異なりますが、13:30にはすべての学校において食器食缶の返却が完了していることを想定しています。

以上

※ 本質問回答等に伴う「入札説明書等」の変更版は公表しませんが、事業の実施に当たっては、市及び選定事業者が確認・協議のうえ変更版を作成し、当該変更版に基づいて本事業を実施するものとします。